

空き家の利活用補助金について

補助金交付実績

1. 成約補助事業 2件

土山町山女原（令和3年11月 2日成約）

信楽町長野（令和3年11月19日成約）

2. 家財処分事業 1件

甲南町野川（令和3年12月27日登録）

滋賀県



甲賀市空き家バンクの

登録には **メリット** いっぱい！！

1. 成約補助事業

空き家バンク
登録物件の成約で

売(賃)主に
最大 **5万円**

2. 家財処分事業

空き家バンク登録物件
家財整理・処分費用

最大 **10万円**

3. 空き家と一緒に

農地も売却できる！

空き家バンクに登録すれば
隣接する農地も一緒に
売却できる！！

お問い合わせ

甲賀市役所 建設部 住宅建築課
空家対策室

TEL 0748-69-2214

FAX 0748-63-4601

e-mail koka10405000@city.koka.lg.jp

お持ちの空き家について
ぜひご相談ください

空き家バンクに登録してみませんか？

空き家バンク登録で安心の物件販売

全国版の空き家バンク
検索サイトにも掲載！！



1 甲賀市内の不動産業者がしっかりとフォロー

甲賀市空き家バンクは、不動産業者が仲介するので、安心した取引が実現できます！！

※ただし、物件成約時に、仲介手数料が発生します。



2 全国に物件をPR

甲賀市空き家バンクに登録すれば、全国の方々に物件情報をお届けできる！！

【掲載サイト】

- アットホーム
- ライフルホームズ
- 甲賀市ホームページ

こんなこともできます！

1 成約補助事業



空き家バンクに登録された物件が成約すれば
仲介手数料を最大5万円
まで支援します

2 家財処分事業



業者に依頼した家財整理
等の費用の一部(業者依頼費の1/3)を最大10
万円まで支援します

3 農地も一緒に販売



空き家バンクに登録された物件に
隣接する農地は
農業者以外にも売却可能

※ 1と2は法人や個人事業主の方は対象外です。

空き家住宅等除却事業補助金について

令和３年度空き家住宅等除却事業 募集 ３件

応募 １０件

交付決定

No.	所在地	除却日（予定日）	備考
１	土山町北土山	令和３年１０月	
２	土山町大野	令和４年 ２月	管理通知送付物件
３	水口町新城	令和４年 ２月	

※３件とも、不良住宅（主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの）の除却

空き家住宅等除却事業補助候補者の募集

甲賀市内の空き家住宅等を除却される場合に、その経費の一部を補助します。

補助候補者を募集しますので、補助を希望される方は、下記の内容を確認の上、補助候補者の申込みをしてください。

1. 補助対象となる事業

- ① 除却後の跡地を地域活性化のための計画的利用に10年間以上供するために行う、空き家住宅（使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅）の除却
- ② 除却後の跡地を地域活性化のための計画的利用に10年間以上供するために行う、空き家住宅に附属する建物の除却
- ③ 不良住宅（主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの）の除却
なお、住宅の不良度は、建築物の構造により、別表第一から別表第三のいずれかを用いて評定し、合算した評点が100以上と判定したものが対象となります。
- ④ 除却工事を令和4年2月28日（月）までに完了する見込みのあるもの
※同一敷内にある建物全てを除却する工事が対象となります。

2. 補助対象者

- ① 除却対象建築物の名義人等（※）
- ② 名義人等から除却の同意を得ている者
- ③ 市税の滞納がない者

※ 名義人等とは、建築物の登記事項証明書に所有者（未登記の場合は、名寄台帳又は固定資産税納税通知書に納税義務者）として記録されている者（法人を除く。）又はその者から対象建築物を相続した者

3. 補助金の額

下記①、②のいずれか少ない方の額に10分の8を乗じて得た額とします。

ただし、800,000円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

- ① 補助対象工事に要する経費
- ② 国土交通大臣が定める標準建設費等のうちの除却工事費の1平方メートル当りの単価（木造の場合は27,000円、非木造の場合は39,000円）を対象建築物の延べ面積に乗じて得た額

4. 受付の期間・場所

受 付 期 間 令和3年7月1日（木）から令和3年7月16日（金）までの、
執務日の8時30分から17時15分まで

提 出 書 類 ・ 空き家住宅等除却事業補助金交付事業補助候補者申請書
・ 位置図（建築物の所在及びその敷地が判断できるもの）
・ 建築物の現況写真

提 出 場 所 甲賀市役所建設部住宅建築課

郵送での提出 令和3年7月16日（金）17時15分までに上記提出場所に必着

5. 補助候補者の決定

必要事項を記載の上、提出された空き家住宅等除却事業補助金交付事業補助候補者申請書及び申請建築物の審査により、補助候補者を決定します。

〈決定までの流れ〉

① 申請書の提出、受付

② 書類審査

③ 建築物の現地確認及び審査

※ 建築物内部にも入りますので、所有者等の立会いをお願いします。

※ 申込者が複数の場合は、申請書の審査後に、抽選にて優先順位を決定し、
現地確認を行います。優先上位者が補助対象とならない場合には、次順位の
建築物の現地確認を行います。

④ 補助候補者の決定

【 補助候補者となった者は、「甲賀市空き家住宅等除却事業補助金交付要綱」に基づき補助金の申請をしていただきます。 】

6. 申請者が複数の場合の抽選会

実 施 日 時 令和3年7月26日（月）10時から

抽 選 会 場 甲賀市役所 別館 会議室101

抽選会の参加 参加、不参加は自由です。

抽 選 の 方 法 新型コロナウイルス感染防止対策として、市職員による抽選を行います。

7. 問合せ先

甲賀市 建設部 住宅建築課 空家対策室

電 話 0748-69-2214

FAX 0748-63-4601

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

法律相談会について

【周知方法】

- ・ 組回覧
- ・ 広報誌（８月１日号）応募多数のため、９月以降は掲載なし
- ・ 空き家所有者へのアンケート調査に案内を同封

【実施日・相談者数】

第１回	令和３年 ８月２８日（土）	AM	５組
第２回	令和３年 ９月２５日（土）	AM	５組
第３回	令和３年 ９月２５日（土）	PM	４組
第４回	令和３年１０月２３日（土）	AM	５組
第５回	令和３年１１月２７日（土）	AM	４組
計			２３組

※第３回は追加開催

AM：９時３０分から１２時００分、PM:１３時３０分から１５時３０分

【相談内容（多かったもの）】

- ・ 登記名義が先代から変わっていない。どのような手続きをすれば良いか。
- ・ 跡継ぎがおらず、どうすればいいか分からない。
- ・ 生前に名義を変える方が良いのか、相続が発生してから変える方が良いのか。
- ・ 相続協議が整っていない。どのように進めれば良いか。
- ・ 共有名義になっているが、名義人の一人の意思確認がとれない。どうすれば良いか。
- ・ 相続手続きの期限はいつまでか。義務はあるのか。

空き家発生予防のための 相続等に関する法律相談会



相続などでお困りではありませんか？



- ・ 将来空き家になりそう
- ・ 相続はどうすればいいの
- ・ 相続税って…



- ・ 司法書士・税理士・弁護士が**無料**で相談に応じます。
- ・ ご相談には、**事前の申し込みが必要**になります。
- ・ 開催日の**2週間前までにお申し込み**ください。
- ・ 各回、**最大5組**までです。
- ・ ご相談時間は1組につき30分程度です。
- ・ 定員を超えた場合のため、第1希望日から第3希望日までご連絡ください。



< 開催日時・申込締切・会場 >



第1回	令和3年 8月28日 (土)	8月13日 (金)	申込締切
第2回	令和3年 9月25日 (土)	9月10日 (金)	申込締切
第3回	令和3年 10月23日 (土)	10月 8日 (金)	申込締切
第4回	令和3年 11月27日 (土)	11月12日 (金)	申込締切

会場：甲賀市役所

時間：午前9時30分～12時

法律相談会 申込書(FAX・郵送用)

ふりがな			
お名前			
ご住所			
電話番号			
希望回	第1希望	第2希望	第3希望
	第 回	第 回	第 回

申込み先

甲賀市役所 住宅建築課 空家対策室
〒528-8502

甲賀市水口町水口6053番地

TEL 0748-69-2214

FAX 0748-63-4601

E-mail koka10405000@city.koka.lg.jp

※TEL・FAX・E-mail・郵送のいずれかでお申込みください。

主催：甲賀市 協力団体：滋賀県司法書士会、近畿税理士会、滋賀弁護士会